

21消安第1769号
平成21年6月5日

社団法人 日本青果物輸入安全推進協会
会長 守谷 潤一 殿

農林水産省消費・安全局長



①

「アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」の
一部改正について

今般、平成21年6月5日農林水産省告示第754号（アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）の施行に伴い、「アメリカ合衆国の指定生産地で生産されるさくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」（平成21年6月5日21消安第1769号消費・安全局長通知）を別紙1のとおり制定するとともに、「アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和53年5月2日付け53農蚕第3029号農蚕園芸局長通知）の一部を別紙2のとおり改正したので、お知らせします。

については、このことについて貴協会関係者への通知方お願いいたします。

アメリカ合衆国の指定生産地で生産されるさくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第19のアメリカ合衆国産のさくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成4年5月6日農林水産省告示第518号。以下「告示」という。）1の（2）に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（1）に規定する生果実に係る植物検疫の実施については、アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年5月2日53農蚕第3029号農蚕園芸局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。

1 指定生産地

告示1の（2）の指定生産地は、アメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しを行う場合は、別記様式1によりアメリカ合衆国植物防疫機関により、毎年2の（1）のトラップ調査終了前までに、日本国植物防疫機関あてに通知されるものとされている。

2 指定生産地における調査

告示2の指定生産地における調査は、次により行うものとされている。

（1）トラップ調査

- ア 調査対象はコドリングガとし、調査期間は幼果期（さくらんぼ果実の大きさが1.25cmとなった時期）からさくらんぼ収穫終了までとすること。
- イ 調査に用いる誘引剤の種類は、Codling Moth 1Xとし、調査は1週間に1回誘殺虫を回収して行い、誘引剤は4週間ごとに交換すること。
- ウ トラップは、デルタ型トラップを使用すること。

（2）生果実調査

ア こん包施設到着時の調査

調査は、こん包施設において、果実搬入時に日本向けに輸出される荷口ごとに、無作為に生果実300個以上を抽出して実施すること。

イ 追加調査

調査は、選果及び等級付けを行った後、日本向けに輸出される荷口ごとに、無作為に生果実700個以上を抽出して実施すること。

- ウ 調査は、肉眼検査により行うこととし、傷や食害痕等コドリングガによる寄生の疑いが認められる場合は、適宜切開して寄生の有無を調査すること。

3 コドリングの発見に伴う措置

(1) トラップ調査

2の(1)の調査の結果、指定生産地ごとに、調査により捕獲されたコドリングのトラップ1個当たりの誘殺虫数がトラップの平均で1週間当たり次に掲げる数(小数点以下は切り上げとする。)を超えた場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、当該指定生産地の日本向けさくらんぼ生果実の輸出は停止されることとされている。

ア カリフォルニア州においては10頭

イ 北西部州(オレゴン州及びワシントン州をいう。以下同じ。)においては30頭

(2) 生果実調査

2の(2)の調査の結果、コドリングが発見された場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、発見があった生産州(カリフォルニア州又は北西部州をいう。以下同じ。)からの日本向けさくらんぼ生果実の全荷口の輸出は停止されることとされている。

4 指定生産地における調査の結果の記録、保管及び報告

(1) 2の(1)及び(2)の調査の結果は、アメリカ合衆国植物防疫機関が別記様式2及び3により記録し、保管するものとされている。

(2) アメリカ合衆国植物防疫機関が輸出期間終了後に別記様式2及び3の内容をとりまとめの上、日本国植物防疫機関に報告するものとされている。

5 輸出検査

(1) 告示4の(1)の検査は、こん包施設に搬入され、選別が終了した生果実を荷口ごとに、こん包数の1%以上を抽出して肉眼検査を行い、検疫有害動植物、特にコドリングがないことを確認することにより行うものとされている。

(2) (1)の検査の結果は、アメリカ合衆国植物防疫機関が記録し、次年度の輸出期間が終了するまで保管するものとされている。

(3) (1)の検査の結果、コドリングが発見された場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、発見があった生産州からの日本向けさくらんぼ生果実の全荷口の輸出は停止されることとされている。

(4) (1)の検査の結果、セイブアウトウミバエ、モモキバガ、ハスオビハマキ、リンゴシロモンハマキ等の検疫有害動物が発見された場合には、当該荷口の日本向け輸出は停止されることとされている。

6 植物防疫官による確認

告示6の確認は、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して、さくらんぼ生果実の輸出期間中に行うこと。

7 こん包施設

告示7のこん包施設は、アメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式4により日本国植物防疫機関あてに通知されるものとされている。

8 表示

告示9の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1) 輸出植物検疫終了の表示

CERTIFIED, PPQ-APHIS-USDA

(2) 仕向地の表示

FOR JAPAN

9 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び当該生果実に添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、こん包が破損若しくは開扉されている場合、告示8の封印のない場合又は告示9の表示がなされていない場合は、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。
- (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手続及び方法は、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。
- (4) コドリングアが発見された場合には、次により措置するものとする。
 - ア 当該生果実を含む荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。
 - イ アメリカ合衆国植物防疫機関に対し、発見があった生産州からの日本向け輸出を停止するよう求めるとともに、以後の輸入検査を中止すること。

別記様式 3

生果実調査記録表

指定番号	調査年月日	調査果実数	発見頭数		備考
			コドリガ	その他	

別記様式 4

指定こん包施設リスト (指定・取消)

指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日	備考

アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年5月2日付け53農蚕第3029号農蚕園芸局長通知）一部
改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第19のアメリカ合衆国産のさくらんぼ生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成4年5月6日農林水産省告示第518号（以下「告示」という。）1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（2）に規定する生果実に係る植物検疫の実施については、アメリカ合衆国の指定生産地で生産されるさくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（平成21年6月5日21消安第1769号消費・安全局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。</p> <p>1 くん蒸施設 告示5の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとされている。 (1)～(5) (略)</p> <p>2 こん包施設 告示7のこん包施設は、アメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しを行う場合には、日本国植物防疫機関あてに通知されるものとされている。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第19のアメリカ合衆国産のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 くん蒸施設 告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとされている。 (1)～(5) (略)</p> <p>2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の（1）の通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。 ア 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているこん包を使用すること。 イ 生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製等のこん包材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。 ウ こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。 (2) こん包場所 消毒終了後にこん包される場合、告示6の（2）のこん包場所は、次の条件を満足しているものとされている。 ア くん蒸施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、コドリリングの侵入を防止するための設</p>

3 くん蒸施設の調査の確認

植物防疫官は、告示5のくん蒸施設について、1の条件を満足するものであることを原則として1年に1回以上確認するものとする。

4 検査及び消毒の実施の確認

告示6の検査及び消毒の実施の確認は、原則として1年に1回以上、次により行うものとする。

(1) 消毒の実施の確認

ア 告示5の(2)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ク) (略)

イ 告示5の(3)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ウ) (略)

ウ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示5の消毒の実施記録を確認し、消毒実施が十分であったことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア (略)

イ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示4の(1)の輸出検査の実施記録を確認し、輸出検査においてコドリング及びオウトウミバエが発見されなかったことを確認すること

(3) (略)

5 表示

告示9の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(ア)・(イ) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物検査証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示8の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合、又はこん包

備があること。

イ 消毒済みのさくらんぼ生果実の専用こん包場所であること

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じて消毒が行われること。

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査の確認

(1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを原則として1年に1回以上確認するものとする。

4 検査及び消毒の実施の確認

告示5の検査及び消毒の実施の確認は、原則として1年に1回以上、次により行うものとする。

(1) 消毒の実施の確認

ア 告示4の(2)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ク) (略)

イ 告示4の(3)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ウ) (略)

ウ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示4の消毒の実施記録を確認し、消毒実施が十分であったことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア (略)

イ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示3の(1)の輸出検査の実施記録を確認し、輸出検査においてコドリング及びオウトウミバエが発見されなかったことを確認すること

(3) (略)

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(ア)・(イ) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物検査証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又

が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。
(3) (略)

はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。
(3) (略)